

平成23年3月15日

関係各位

黒部市共同募金委員会
会長 此川 信夫
【 公印略 】

「東北関東大震災義援金」の募集について

日頃から、共同募金運動の推進に格別のご尽力を賜り深謝申し上げます。

平成23年3月11日に東北関東大震災が発生したことを受け、中央共同募金会は、各都道府県共同募金会、市町村共同募金委員会と連携のうえ「全国災害たすけあい」を実施し、被災者の方々の救助の一助とするために、別添要綱のとおり、広く災害義援金を募集することになりました。

募集された義援金は、関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に助成される予定です。

つきましては、本市においても義援金を取り扱うことといたしましたので、下記事項にご留意いただき、義援金の周知及び受付等についてご協力をお願いいたします。

記

1. 募集期間

平成23年3月14日（月） ～ 同年9月30日（金）
※延長される場合があります

2. 受付窓口

黒部市共同募金委員会、富山県共同募金会、中央共同募金会

※市内での募金は、黒部市共同募金委員会が取りまとめを行います。

3. 義援金の受け入れ及び送金

(1) 黒部市共同募金委員会で直接受け付けた義援金について（現金の場合）

ア 事務局（黒部市福祉センター内）までお持ちください。

〒938-0022 黒部市金屋 464-1 TEL54-1082 FAX52-2797

イ 必要者には、寄付者には富山県共同募金会の領収書を発行

ウ 領収書をもって、税制上の優遇措置の適用対象とする。
所得税、法人税の優遇措置適用対象。

(2) 富山県共同募金会の義援金受付口座(お振込みの場合)

ア 北陸銀行県庁内支店 普通預金 口座番号 4179361
「社会福祉法人富山県共同募金会 災害義援金」

(※北陸銀行の窓口を利用する場合は、通常の振込用紙を使用すれば振込手数料は無料となる。他行利用の場合は手数料がかかる)

※集まりました義援金は、県共同募金会を通じ中央共同募金会へ送金し、被災地への支援金として届けられます。

黒部市共同募金委員会 担当 小柴
〒938-0022 黒部市金屋 464-1
TEL54-1082 FAX52-2797

東北関東大震災義援金について詳細

1 募金のしくみ

(1) 一本化される募金

中央共同募金会、日本赤十字社、NHK、NHK 厚生文化事業団が共同し、「全国災害たすけあい」を実施します。つまりは、4 件のどちらに募金いただいても最終的には一本に集約されます。※それぞれ振込口座などは違います。

(2) 広域的な支援先

今回の震災については、数県にわたる広域的な被害が出ておりますので、集まりました募金を一本化し、公正な審査を行う義援金配分委員会によって各県に按分され被災者に届けられます。

(3) 長野県での地震義援金

翌日早朝に発生した長野県での地震についても災害救援法が適応されていますので、今回の「東北関東大震災義援金」の中に含まれ支援されます。

2 黒部市共同募金委員会の役割

(1) 募金運動の信頼性の担保

各団体等での募金活動の呼びかけを行われる際は、募金者にどこの募金で行先はどこなのかを伝えることが必要です。このような災害時に募金詐欺などの被害も報告されています。共同募金であるということを募金者に示すことは信頼性を担保することでもあります。

(2) 募金活動等への資材貸出

募金活動の際は、資材の貸出、共同募金であるというチラシ、ポスター等をお貸ししますので、事務局までお問い合わせください。

(3) 募金の取りまとめ（市委員会を通じ中央共募へ）

募金の受付窓口は、富山県共同募金会、中央共同募金会とも受付口座を開設しておりますので、ご確認の上、直接のお振込みいただいても構いません。

黒部市共同募金委員会では、現金での受付を行っています。事務局（黒部市福祉センター）までお持ちくださいますようお願いいたします。

(4) 領収書の発行

必要な方には富山県共同募金会名の領収書を発行いたします。※税制上の優遇対象になります。

(5) 募金箱の設置について

赤い羽根共同募金は、災害時に義援金としての役割を担います。市内施設、飲食店等に設置してあります募金箱をしばらくの間、義援金用として活用いたします。

(6) 被災者への見舞金として

募集しています義援金については、全額、被災者への見舞金として義援金配分委員会により按分され配られます。

ボランティア活動、支援活動等を支援する募金は、別口で募集しています。

※詳しくは中央共同募金会ホームページ参照

※中央共同募金会からの要綱

東北関東大震災義援金」募集要綱 (第2報)

社会福祉法人中央共同募金会

1 趣 旨

平成23年3月11日に東北関東大震災が発生したことを受け、中央共同募金会は、各都道府県共同募金会と連携のうえ「全国災害たすけあい」を実施し、被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集する。

2 義援金の名称

東北関東大震災義援金

3 受付期間

平成23年3月14日（月）から平成23年9月30日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
りそな銀行	東京公務部 (295)	普通預金 0036576	社会福祉法人 中央共同募金会
三菱東京UFJ 銀行	本店 (001)	普通預金 0031265	社会福祉法人 中央共同募金会
三井住友銀行	東京公務部 (096)	普通預金 0155400	社会福祉法人 中央共同募金会災害口
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	00170-6-518	中央共同募金会 東北関東大震災義援 金

※ 三菱東京UFJ銀行本支店間の振込手数料はかかりません

※ 三井住友銀行本支店間の振込手数料はかかりません

(詳細：http://www.smbc.co.jp/news/j510078_01.html)

※ りそな銀行本支店間への振込手数料はかかりません

(詳細：りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の窓口、有人店舗ATM、店舗外ATMを利用して、上記口座にお振り込みいただく場合には、振込手数料は無料です。また、インターネットバンキング、テレフォンバンキングを利用した振込についても、通常通り振込手数料は無料です)

※ ゆうちょ銀行本支店間への振込手数料はかかりません

※ 上記にかかわらず、コンビニATM等を利用される場合は手数料がかかることがあります

5 現金書留による送金

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル5階

社会福祉法人 中央共同募金会

※ 封筒に「救助用」と明記してください

※ 郵便料金は免除になります

6 義援金の配分

関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 領収書の発行

振込金受領書等をもって税制上の優遇措置(所得税、法人税)の適用対象となります(個人住民税については現在確認中です)。

8 その他

- (1) 今回は、災害義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成23年3月14日施行です。